

判例6

・美容整形手術後、腫れ、皮下出血が生じ、術後の行事に参加できなくなるおそれがあることを告知し、患者の意思を慎重に確認すべきであったのに、これを怠ったとして、説明義務違反が認められた事例。

裁判所

東京地方裁判所 平成16年1月28日判決

争点

・手術後に腫れや皮下出血が生じることを説明しないで手術を施行した過失の有無

事案

・患者（昭和17年生、女性）は社会福祉施設を経営しており、平成13年11月11日に開催される同施設の収穫祭で和太鼓の集団演技に出演することになっていたため、その前に美容整形手術を受けたいと考え、同月5日被告クリニックを受診し、被告クリニックを経営する担当医師に美容整形手術について相談した。

・担当医師は患者から希望を聞き、カウンセリングをしながら被告クリニックでの美容整形手術について説明した。

・患者は翌6日、担当医師との間で、二重まぶたの形成、隆鼻、顔の脂肪吸引、目の上の脂肪吸引、目の下の皺取りの美容整形手術を受けることを内容とする診療契約を締結し、同日手術を受けた。

・本件手術後、患者は上まぶたの腫れが引かず、脂肪吸引によって顎の下に生じた皮下出血も治らなかったため、同月8日に行われた和太鼓の集団演技のリハーサルにも、同月11日の本番にも出演できなかった。

・患者は、同月13日時点でも未だ上まぶたの腫れと顎の下の皮下出血が目立つ状態であった。

・患者が見た被告クリニックの広告には、以下のように記載されていた。

<二重まぶた形成術について>

・「メスを使わないので傷や腫れの心配もなく最新の麻酔法により無痛のうちに終わります」「もちろん直後から洗顔・アイメイク・コンタクトもOK!」

<隆鼻術について>

・「鼻の内側から最新のプロテーゼを入れるだけで入・通院は不要です。最新の麻酔法により無痛のうちに終わり、腫れの心配もありません」「もちろん手術後の洗顔・メイクも可能です」

<脂肪吸引について>

・「大切な神経や血管を傷つけることはないので安心・安全です」、「メスを使わないため、傷の心配は全くありません」、「入・通院不要。シャワーも翌日からOKです」

損害賠償請求額

①担当医師は患者に対し、診療契約上の債務不履行に基づく損害賠償債務の不存在確認を求めた。

②逆に、患者は担当医師に対し、担当医師が手術後に腫れや皮下出血が生じるという説明を怠ったなどと主張して、診療契約上の債務不履行に基づく損害賠償を求め提訴した。

（患者からの賠償請求金額 415万2,082円）

判決による請求認容額

- ①担当医師からの債務不存在確認請求は却下。
- ②患者の請求に対して、一部認容。
(認容額90万円＝慰謝料 80万円＋弁護士費用10万円)

裁判所の判断

- ・美容整形手術後、腫れ、皮下出血が生じ、術後の行事に参加できなくなるおそれがあることを告知し、患者の意思を慎重に確認すべきであったのにこれを怠ったとして、説明義務違反を認めた。